平成30年度卒業・修了制作展

展示場所(展示室/共用教室/共有スペース)の使用・申請について

Ⅰ 展示室/共用教室/共有スペースの概要

卒業・修了制作展で展示をおこなう学生は、各学科へ配当された教室以外に、以下の展示室、共用 教室、共有スペースに展示申請をおこなうことができる。

【展示室】

- ・9 号館地下展示室(大・小)および大展示室機材庫、エレベータホール、脇通路 ※小展示室機材庫は展示不可
- ・12 号館地下展示室
- ·14 号館地下展示室

【共用教室】

・教務管理の共用演習室・共用アトリエ、講義室 卒業制作展においては、申請により各研究室へ配当する

【共有スペース】

- ・9 号館 1 階スペース
- ・10 号館 1F・2F・3F の吹き抜け部分、前芝生、7 号館前芝生
- ・12 号館前広場、12 号館 1 階ロビー
- ・2 号館1階ピロティ
- ・4 号館下
- · 美術館前芝生
- ・14号館1Fピロティ、展示室周辺(但し地下通路は展示場所として使用不可)
- ※どの場所においても、自由に展示ができるわけではない。企画内容から、危険性がある、施設・ 設備を破損する可能性がある、展示規則に反している等と判断されるものは当然展示不可となる 場合がある。また、上記それぞれのエリアで、音を嫌うなど、場所によっての制限があることを 考慮すること。

その他、踊り場、テラス、屋内通路他、屋内外問わず、教室や展示室でない場所はすべて「共有スペース」として取り扱う。

Ⅱ 展示禁止区域

1. 展示禁止となる共有スペース

下記の場所での展示は不可とし、申請を行っても無効とする。

- ・トイレ/エレベータ (周辺も含む)
- ・階段
- ·駐車場/駐輪場
- ・食堂(エミューカフェスペース含む)
- ・図書館周辺(美術館と図書館の間のテラスエリアを除く)
- ・ガラス壁面・ガラス扉・自動ドア(貼付や目隠し含む)
- ・正門-1号館へのアプローチおよびその周辺
- ・保健室前(救急車両が停まる可能性があるため)
- ・美術館と図書館の間の道路(トンネル状のところ)
- ・2 号館地下への階段
- ・総合グラウンド、テニスコート
- ・防火設備付近、避難経路(通行止めはキャンパス全体どこでも不可)
- ・12 号館―14 号館地下通路(ガレリア)
- ・その他安全管理および、学校業務の支障となる場所
- ・共有スペース禁止場所の詳細は<別紙>「展示禁止区域図|参照のこと。
- ・平成30年度は14号館前芝生エリアは、工事計画があるため使用禁止とする。
- ・展示禁止場所への申請は、理由の如何を問わず無効とする。**後日禁止区域に展示をしていること** が判明した場合は、即刻中止・変更させるので注意すること。
- ・1号館下通路や中央広場は、申請を出すことは可能。ただし、共有スペースの中でも特に公共性 の保持が求められる為、企画内容・作業条件に制約が付くことを留意のうえで申請すること。
- ・展示禁止区域図に記載されている場所以外でも、車両等が頻繁に通行する通路や、公共性の高い 共有スペース、防火消防設備付近や避難経路、その他<u>「展示規則」を順守することが不可能と教務が判断した場所は展示禁止区域とする。展示禁止区域図に載っていない場所全てが使用できる</u>わけではないので十分注意すること。

2. 配当済みの共用スペースおよび共用教室等について

以下の展示場所は各研究室に配当済みとし、対象外の研究室からの申請は受け付けない。

課外センター1F展示室 美術系研究室(大学院) 美術館展示室およびアトリウム 美術系研究室(大学院)

美術館ホール映像研美術館 10 講義室_映像研体育館アリーナエデ研2 号館 3F 北西テラス彫刻研

4 号館・5A 号館の共用教室 美術系研究室

8 号館 3F 展示スペース・3 階階段踊り場建築研9 号館 3F・4F の通路、EV ホールデ情研9 号館 5F・6F の通路、EV ホール芸文研10 号館 111~116デザイン系研究室11 号館(共彫研の了承があった場合のみ)彫刻研ファッション工房(旧ガラス工房)空デ研14 号館(2F・3F・4Fの通路、EV ホール)エデ研

- ・2・4・5A・5B・5C 号館の日本画・油絵・版画・彫刻の学科配当及び共用アトリエについては、ファイン 4 研究室間で調整を踏まえたうえで再配分を行う。
- ・通常、各研究室に配当されている教室はそのまま配当する。

Ⅲ 展示室/共用教室/共有スペースの申請方法について

以下の内容は、教務所管の共用スペースや共用教室を申請する場合の手順である。 各学科研究室所管の教室については、各学科内において調整のうえ、学生に周知する。 原則として、各学科研究室所管の教室での展示については、教務へ企画書の提出を義務付けない。 各学科研究室の責任のもとに、卒業制作展の準備をすすめることとする。但し展示許可の判断に迷った場合は、卒制担当助手から教務に相談すること。

1. 共用教室の申請方法について

申請は研究室単位で教務へ行う。学科内での申請の仕方は、研究室に問い合わせること。共用教室の利用を希望する場合は、<別紙>「平成30年度 卒業・修了制作展 共用教室使用申請書」を研究室単位で教務チームへ提出すること。また、使用申請教室には必ず優先順位をつけること。教務への申請締切は9月27日(木)とし、それ以後は申請順に受け付ける。

申請教室が重複した場合は、共用教室使用を申請した研究室同士で打合せを行い調整する。使用可能期間は別途調整のうえ、連絡とする。

2. 展示室/共有スペースの申請方法について

1) 企画書の作成

- ・展示室または共有スペースでの展示を希望する場合は、まず研究室の指示を仰ぎ、企画書を 研究室の指定する期日までに提出し、教員・助手のチェックを受けること。
- ・企画書の書式は各研究室が任意に作成する。

2) 申請書類の作成

・展示室または共有スペースでの展示を希望する学生は、企画書以外に、教務指定の「展示室 使用申請書」または「共有スペース使用申請書」(研究室から配布)を作成し、研究室へ提出 する。

【申請書記入上の注意事項】

- ①「展示室/共用教室/共有スペースの使用・申請について」および別紙「展示規則」を熟読の うえで申請を行うこと。
- ・具体性に乏しい申請や、「展示規則」に違反している申請は無効とし、申請とみなさない。**後日** ルール違反が判明した場合は、申請は無効とする。

②同時に複数場所への申請はできない。

- ・必ず1カ所を指定して申請すること。1カ所を指定したうえで、他の場所でもよいという場合は、申請書や企画書内にその旨を記載すること。
- ・但し、複数場所へ展示することを目的とした作品の場合、獲得した場所全てを使用することを条件に複数場所への申請を認める。
 - ③展示室/共有スペースの性質をよく理解したうえで申請を検討すること
- ・展示室/共有スペースは、異なる学科・専攻の共同展示場所であり、相互に様々な影響を受けた り与えたりする可能性がある。
- ・**展示室の照明は原則としてスポットライトのみとする。**ただし、モニター等の光やそのものが発 光するタイプの作品については、周囲の展示者同士での調整により可とする。
- ・明るさに関して、特に展示室の場合は、全学生がスポットライトを使用する為、蛍光灯を消灯していても空間全体が明るくなる。さらに付近の展示者がどの程度の数のスポットライトを使用するかは、展示直前までわからない。明るさにこだわりがある展示には向かないことを踏まえて、申請を考えること。明るさを理由にした展示場所の変更希望は一切受け付けられない。必ず展示者間同士で調整すること。
 - ④展示室内に<u>「箱物」を設置したり、パネルや暗幕で仕切ったりする作品の展示室使用申請は、他展示者への影響が大きいことから受け付けられない</u>。ただし箱物及びパネルについては、壁面使用の場合のみ例外として申請を認めることがある。

⑤モニターを使用する作品の展示室使用申請は企画として提出可能である。ただし、光・音が他展示者へ影響する可能性があるため、調整会において他展示者との調整がついた場合のみ認めることとなる。

なお、展示室においては、プロジェクターの使用は禁止となる。

- ⑥明らかに大音量の企画や展示は、展示室では行うことはできない。「このくらいの音なら影響は出ない」など、自分で判断せず、必ず申請書や企画書に音が出ることを記載し、申告すること。申告していなかった場合、展示室での参加は不可の場合がある。可否は教務・研究室による判断、および当人も参加の調整会にて決する。
- ⑦作品の点灯・消灯は、必ず毎日、各自で行う必要がある。
- ・守衛室で点灯・消灯するのは天井のライトのみ。夜間も点灯したままの作品は認められない。
- ⑧使用電力(1500W)を超過する展示については、教務より使用量の調整をお願いすることがある。何にしても、**建物のブレーカーが落ちてはならない。**
- ⑨搬入する作品は完成作品であること。**展示室・共有スペースでの制作は不可とする。** 特に授業期間・補講週間・試験週間に、工具を使って大音量で作業をしていたりすればクレームに繋がる。工具を使った作業をするときは、許可された工房・アトリエ、工作センターを利用すること。
- ⑩展示禁止区域を守ること(「Ⅱ. 展示禁止区域」を熟読すること)
- ⑪12 号館地下展示室以外は、壁面にピン打ちができない。
- ・特に9地下展示室はコンクリート壁面なのでピン打ちすると思われる企画は不可とする(不可能)。無論、アンカーやコンクリビスの使用も不可である。平面作品展示希望者は十分に注意すること

(12)9 号館地下展示室の機材庫について

- ・大展示室機材庫は展示可能。**小展示室機材庫は倉庫スペースとし、使用不可**。
- ・展示準備開始は、段ボールパネル等、倉庫備品搬出の完了後からとし、残っている機材は展示者が小展示室の機材庫へ移動すること。ただし、小展示室機材庫にはスポットライトが入っている。 それを出せるだけの動線は確保した上で、備品移動を行うこと。
- ・展示終了後も、機材庫使用者が小展示室機材庫から備品を戻し、原状復帰を完了させること。片付期間初日に、段ボールパネルが機材庫へ戻ってくる為、展示期間最終日中の撤収が必須条件。 最終日中の撤収が困難と思われる展示については、申請を認めない。
- ・9 号館地下展示室の階段脇にある脚立は、9 地下展示室での作業にのみ使用をしてよい。 12 号館地下展示室は脇シャッター倉庫、14 地下展示室は隣の機械室にそれぞれ脚立が入っている。どの脚立も勝手に移動したりしてはならず、必ずその場所でのみ使用すること。

機材庫のように、個室として使用できるような場所は学内に多くはありません。機材庫は特に希望者が多く、例年半数以上の学生が、場所や展示企画の調整を余儀なくされているのが現状です。個室を一人で使用することは難しいということも留意のうえで申請

- ③9号館1階スペースの使用申請について
- ・管理上、準備可能期間に制限がある。展示準備可能時間は、開室時間に準ずるが、9:00~20:30 を原則とする。展示準備に長時間を要する作品には不向きということを考慮すること。 また、今年度は昨年度以前とレイアウトが異なる。9号館1階を希望する際は、以下の条件に注意し、承知の上で立案・申請をすること。
 - イ) <u>備え付けの家具(ソファ)は室外への搬出は不可である。</u>スペース内の角に集積とするので、 別紙使用申請書の図を確認・認識の上で企画を立案すること。また、その集積した家具に細工・工作を施すような展示も禁止とする。集積された家具を使用したい、配置したいという こともできない。集積され、使えないという認識で企画すること。
 - ロ)<u>ゼロ天井部分にはいかなるものも吊ってはならない。</u>吊るす場合は、それ以外のところに吊るすこと。ただし、吊れるものはスチレンパネルや紙類などの軽量物のみを原則とする。
 - ハ) 天井高は 3000 のため、<u>段パネ使用時は 3000 のものは使用してはならない。</u>2300~2600 の 段パネを使用すること。
 - 二)<u>備え付けのライトは外してはならない。</u>また、通常通りそのライトは展示期間中も使用される。スポットライトを追加で使用することも可能ではあるが、その場合は必ず教務チームに相談すること。
 - ホ) 自動販売機は展示期間中も稼働している。自販機に近づけなくなるような企画や、自販機自体に何か細工をするような企画は禁止とする。
 - へ) 自動扉およびシャッター付近で、動線を妨げるような企画は禁止とする。
 - ト)天井には火災感知器が付いているので、それに影響を及ぼすような企画は禁止である。
 - チ) 備え付けの消火器など防災備品は取り外したり移動したりしてはならない。
 - リ) ガラス壁面そのものへの貼り付けの禁止。また、白い壁面も施設に影響の出る展示(塗料が 剥がれたり、穴をあけたり、別の色に塗装するなど) は禁止である。
 - ヌ)その他、教務チームで企画書を確認の上、問題がある場合は展示できない可能性がある。
 - ル)搬入する作品は完成品または組み立てのみの状態であること。当該スペースでの制作はして はならない。

(4)美術館・図書館間テラスについて

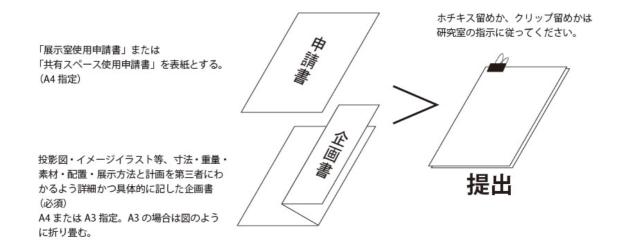
・9 号館 1 階と同様に、管理上、準備可能期間に制限がある。使用可能時間は美術館・図書館の開館時間に準じ、準備に長時間を要する作品には向かない。また、壁面(棚)に負荷がかかる、あるいは壁面床面を汚損、破損する恐れのある作品の展示はできない。搬入口は美術館と図書館の間の自動ドアしかなく、幅も狭いため、大型の作品は展示不可。また風も強く吹き抜ける場所なので、倒れる恐れのある企画は不可となる可能性が高い。

⑤作品の撤去について

・9号館1階スペース、9地下大展示室機材庫の展示者については、展示最終日中の撤去を原則と する(倉庫備品撤収との絡みがあるため)。また、9地下大小展示室の壁面以外の展示者について は、最終日中の撤去を推奨し、作品によっては最終日中の撤去を個別にお願いする可能性がある。 研究室のスケジュール(写真撮影や全員での撤去作業等)も事前に確認しておくこと。 ⑩その他ルールについては、各申請書に書かれている内容を確認すること。確認後、各申請書の 「申請前確認」にチェックしたうえで研究室へ提出すること。

3)研究室へ提出

・指定する期日までに研究室へ提出。申請者を対象に調整会(日程は後述)を行い、展示場所を確 定する。



【スポットライトの申請について】

9・12・14 地下展示室で展示する場合、備え付けのスポットライトがある為、研究室から貸し出しを受ける必要はない。ただし、数には限りがあるので、1 名の学生に多数というのは認められず、原則として実地での調整となる。

例) 9号館地下展示室のスポットライト(60W・85W・100W)



4) 書類提出後

- ・申請の審査結果を、研究室を通して事前に通知する。
- ・再提出が必要な者への案内も表記されているので、必ず確認すること。再提出者については、調整会までの期間に修正された企画書の提出がない場合、参加資格を失う。また、調整会に遅刻・ 欠席した学生についても同様に、調整会への参加を認めず、場所の変更が必要となる。
- ・締切日から調整会前までの数日間につき、例外として申請場所の変更を認めるので、研究室とよく相談のうえ、必要に応じて教務へ連絡すること。
- ・展示室については、希望者が多いため、展示場所を確保できず、後日作品プランの変更を余儀な

くされているケースが多い。あらかじめ、希望場所を獲得できない可能性も想定したうえで申請をおこなうこと。

5)調整会へ出席

各自が申請した場所は、11月中旬の調整会にて決定する。

◆調整会とは?

- →展示を希望する学生が現地に集まり、展示場所ごとに協議をおこなう会。教務に、2の企画書と申請書を提出し、教務が認めた学生が出席できる。周囲の展示者との企画内容のすり合わせをし、 自分の企画が当該場所で問題ないかを確認しあう大事なものなので、出席しない・連絡のない学生は当該共有スペース・展示室での展示権利を失うということを認識すること。
- 1) 9 号館地下展示室 (大・小・脇通路・機材庫)・12 号館地下・14 地下希望者の調整会 11/16 (金) 14:00~ (予定) 時間厳守。 ※上記日程は予定です。変更になる場合はライブキャンパスを通じて連絡します。
- ◎「展示室希望者」は、必ず 1/30 スケールの模型を持参すること! ※共有スペースについては模型は必要ありません。
- ◆模型の作成について
- ・展示室(内)希望者は、1/30 スケールの展示室(9 下・12 下・14 下)模型を使用して調整会を 行う。
- ・自作品模型を持参することが調整会参加の必須条件となる。
- ・作品を表現するために必要なスペースの確保も必要となる場合は、その分も含めた大きさのサイズで模型を製作してくること。
- ※12 号館地下展示室は内側に常設の壁があり、実際の面積は模型よりやや小さくなることに注意。 また扉周辺は必ず開閉できるように調整すること(消防法)
 - 9 地下および 12 地下展示室 (室内)、14 地下展示室 ⇒ 模型必要
 - 9 地下機材庫⇒模型必要
 - 9地下エレベータホール、脇通路⇒模型必要
 - 12 号館地下展示室周辺・14 地下展示室周辺⇒模型不要
- 2) 共有スペース展示希望者の調整会

11/22 (木)予定 展示場所ごとに時間が異なる。詳細は10月以降に周知予定。現地集合。 ※上記日程は予定です。変更があった場合はライブキャンパスを通じて連絡します。 ※共有スペース展示希望者は模型は不要

◆調整会のルール

- ★前提として、**出席必須**である。
- 1. 調整会までに詳細な企画書を作成していない学生は参加資格なしとする。調整会に遅刻・欠席した学生は、調整会への参加を認めず、場所の変更が必要となる。

- 2. 調整会において調整は終始学生同士の協議によってのみおこなう。教務や助手は主導的な立場を取らず、助手はオブザーバー的役割にとどめ、調整に介入したり特定の学生に有利になるような働きかけや誘導はおこなわない。
- 3. 学生本人がやむを得ず出席できない場合は<u>代理の出席を認める</u>。但し、事前に教務へ連絡する こと。無連絡での代理は一切認めない。また、代理人の決定は本人の決定とみなす。
- 4. 調整の結果、場所の変更を余儀なくされた学生は、当日中に速やかに担当助手へ展示場所の相談をおこなうこととする。相談の結果、学科配当教室での展示か、共有スペースの二次申請に回るかどうかを、研究室を通じて教務へ連絡する。共有スペースの二次申請は研究室から 11月27日(火)までに教務へ提出する。
- 5. 展示室での展示者決定後、<u>12/22(土)(※予定)</u>に各展示室にて具体的な展示場所の線引きを 行う。
- ※展示室調整会の前に、実際に現場を見ておくこと。また、場所が取れなかった時のために、学科内の教室でどこがあいているかを確認しておくこと。
- 6. 調整会のはしごは禁止とする。
 - 例)12 号館地下展示室の調整会で場所が取れなかったからといって、9 号館地下展示室の調整会や共有スペース調整会に参加することはできない。最初に申請を出した場所がとれなかった場合は、2 次申請扱いとなる。すべての調整会が終了した時点で、2 次申請の集計を行い、申請者に教務から今後の予定の連絡を行う。その際、1 次申請で既に申請が出ている場所に申請することはできないので注意。
- 7. <u>調整会で一度決定した場所については、原則として変更できない。</u>必ず各自で現場を確認し、諸々の検証を行ったうえで調整会に臨むこと。光、音、風量、気温等を理由とした変更希望が例年あるが、原則として認められない。また、調整会では必ず周囲展示者の作品を確認しておくこと。

●共有スペース二次申請について

自分の希望する展示室場所・共有スペースは必ず取れるとは限らない。競合・安全上不可・施設的な問題など、様々な要因により、別場所での検討を余儀なくされるケースは例年ある。調整会の結果、場所の変更を余儀なくされた学生は、当日速やかに担当助手へ展示場所の相談をおこない、二次申請を検討すること。遅刻・欠席の学生も同様とする。共有スペース二次申請において助手立会のもと、学生同士で調整する。

なお二次申請希望場所が、一次申請決定者の近くだった場合には一次申請決定者も交えて調整する。その場合には一次申請決定者の意見が優先される。

以上